

審査基準

処 分 名	行為許可 (1)～(8)の行為に共通
根拠法令及び条項	あいち健康の森薬草園管理規則 第5条 (行為の制限)
法 令 番 号	平成26年 愛知県規則第36号
審 査 基 準	<p>原則として許可しない。ただし、次に掲げる条件を全て満たす場合に限り許可することができる。</p> <ol style="list-style-type: none">1 許可に係る行為の目的が、あいち健康の森薬草園の設置目的に合致すること。2 許可に係る行為の実施方法が、あいち健康の森薬草園の管理運営に支障のないこと。3 許可に係る行為が、暴力団の利益になると認められないこと。4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがないこと。